

公平委員会事務局

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 公平委員会事務局 |
| 3 事前調査期間 | 令和 元年 6月 4日 |
| 4 監査期間 | 令和 元年10月28日 |
| 5 監査対象年度 | 平成30年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点を置いて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

公平委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成31年4月1日現在）は、次のとおりである。

職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査・判定・必要な措置、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決・決定に関する業務等を所掌する。
(併任職員6名)

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、業務執行上懸案となっている事項及び内部事務管理と内部牽制体制の構築状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

特になし

2 意見

- (1) 審査請求等の手続における職員のプライバシー保護について

職員から相談を受ける際には、相談者の入退室が見えないようにするなど、プライバシーが守られるよう十分配慮すること。 【改善事項】

- (2) 公平委員会の主要事業の活動指標の設定について

活動指標の設定を公平委員会開催数としているが、目標達成のための手段を評価できるような指標について改めて検討すること。 【要望事項】